

大和市告示第167号

大和市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則取扱要綱を次のように定める。

平成27年8月31日

大和市長 大 木 哲

大和市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年大和市規則第 号。以下「規則」という。）の実施に際し、必要な事項を定めるものとする。

(市長が適切であると認めるもの)

第2条 規則第2条第1項第1号の市長が適切であると認めるものは、次に掲げる委員会等とする。

- (1) 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会規約に基づく耐震判定委員会登録要綱の規定により登録された耐震判定委員会
- (2) 前号に掲げる委員会と同等以上の知識及び経験を有し、かつ公正に耐震判定の判断がされるものとして市長が認める委員会等

(委任)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。